

自転車指導啓発重点地区（安芸高田警察署）

令和8年1月

この地区でよく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道で徐行や一時停止をしない
- 並進走行
- 携帯電話を使用しながらの運転

【重点地区】 吉田・常友地区

➤ 選定理由

商業施設・学校・人家が混在する地区で、中学校・高等学校への通学や通勤者の自転車利用が比較的多く、自転車と歩行者の安全を確保するため。

自転車関連事故発生状況（R2～R7合計）

区分	安芸高田警察署管内	
		重点地区
自転車関連事故件数	7	1

警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 並進の禁止！

並進走行は、他の通行の妨げとなったり、走行中の接触や転倒につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！

3 ながら運転は危険！

片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう。